

韓国農林畜産食品部プレスリリース（2018年4月1日19時10分付け）

口蹄疫、家畜の移動禁止期間7日間延長

- 4月2日から4月9日まで延長、道内の移動は許容-

出典URL:

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE88JTJGymJzJTJGbwFmcmEIMkY20CUyRjMxNzIxMSUyRmFydGNsVmIldy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJT12aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNlJT12cmdzRW5kZGVtdHI1MOQIMjZwYWdlJTNEMSUyNmJic09wZW5XcmRTZXE1MOQIMjZyZ3NCZ25kZVN0ciUzRCUyNnNyY2hXcmQ1MOQIMjZwYXNzd29yZCUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW41MOQIMjZyb3c1MOQxMCUyNg%3D%3D>

（仮訳）

- 農林畜産食品部（以下、「農食品部」）は、4月1日、家畜防疫審議会を開催し、口蹄疫の発生に伴う、牛、豚、山羊などの偶蹄類の動物の農場間の移動禁止期間※を当初の「3月27日から4月2日まで」を「4月9日まで」に7日間（1週間）延長した。
  - ※（期間）当初：3月27日（火）～4月2日（月）（1週間）→延長：3月27日（火）～4月9日（月）（2週間）
  
- 今回の措置は、A型口蹄疫が豚で初めて発生した点、口蹄疫ウイルスの特徴（潜伏期間は最大14日）、ワクチン接種後の防御抗体の形成所要期間（1～2週間）であること、接種地域などの現場防疫状況を総合的に考慮して下した決定である。ただし、農食品部は移動禁止に伴う家畜の過密による免疫力低下などを懸念して、同じ道内の農場間家畜の移動については、市・道の家畜防疫官の臨床観察後に異常がない場合に限り制限的に許容することとした。
  
- ※ 京畿・仁川、慶北・大邱、慶南・蔚山・釜山、全南・光州は同じ道として含めるが（世宗市、大田広域市は除く）、京畿・仁川の場合は、仁川から京畿道の移動は可能であるが、京畿道（発生地域）から仁川への移動は禁止
  
- 併せて、農食品部の関係者は、ワクチン接種による抗体の形成時期等を考慮すると、今回の週※が口蹄疫の発生防止に重要な時期であるだけに、今回の措置について、畜産農場の積極的な協力を要請した。
  - ※ 4月4日（水）畜産農場・車両・施設の全国一斉消毒実施予定
  
- また、家畜の移動前後徹底消毒など遮断防疫と、口蹄疫の疑いの症状が発見された場合、直ちに防疫機関への報告することを畜産農家などの畜産関係者に要請した。